

令和三年六月九日提出
質問第一七六号

行政手続のオンラインシステム化の推進等に関する質問主意書

提出者
丸山穂高

行政手続のオンラインシステム化の推進等に関する質問主意書

行政手続のオンライン化を進めることは、時間に拘束されないサービスの提供や手数料の低減、処理時間の短縮等メリットが大きく、可能な限り早期に実現していくことが望ましいと考える。

関連し、以下質問をする。

一 政治資金規正法第十九条の十五は、国会議員関係政治団体の政治資金収支報告書及び政治資金監査報告書の提出については、電子情報処理組織を使用する方法により行うよう努めるものとする規定している。

令和二年十一月二十七日の閣議後に開かれた平井卓也デジタル改革担当相の記者会見において、政治資金収支報告書のオンラインシステムについての記者からの「オンライン提出については、政治資金規正法で努力義務として規定されている、さらにシステムの運用からこれまで二十億のコストがかかっている、ランニングコストにしても毎年六千万円ずつかかっているというのが現状です。もし使い勝手が悪いのであれば改善するなり、システムを廃止するなり、そういったことは考えていますか。」という質問に対し平井大臣は、「国が全てのシステムに関して、BPRも含めたデジタル化を進めていくという中で、極端

にそれが使われていないということに関しては、これは大きな問題だと思うので、それは当然、検討しなければならぬと考えています。結局、使われないデジタル化というのはもうやっても意味がないので、そういうものに関しては抜本的な見直しが必要だと思えます。」と述べている。

平井大臣が示した「抜本的な見直し」とはどのようなものか。また、政治資金規正法第十九条の十五に規定されている電子情報処理組織を使用する方法について、平井大臣の発言以降、BPR（抜本的な業務改革）も含めた見直しは進んでいるか。進んでいる場合、その内容を詳細に述べられたい。

二 総務省における政治資金関係申請・届出オンラインシステムについて

1 OS（オペレーティングシステム）のソフトウェア環境は現在、Internet Explorer 11及びMicrosoft Edgeが利用可能となっている。

しかし、本システムを利用し、衆議院議員丸山穂高を代表とする政治団体「NHK党近畿支部」の設立届を令和三年五月十九日に申請しようとした際、Microsoft Edgeでは添付書類に電子署名を付すことができず、政治資金ヘルプデスクに確認した上でInternet Explorer 11に切り替えてセキュリティレベルを下げて再度行ったところ、電子署名を付すことができた。

M i c r o s o f t E d g eが使用できない条件があるのか。またブラウザのセキュリティレベルでの設定における制限はあるのか。そうした条件がある場合、政治資金関係申請・届出オンラインシステムにおける案内については修正する必要があると考えるが、回答をされたい。

2 政治資金関係申請・届出オンラインシステムを利用して申請した手続の内容が、オンラインシステム上で審査される期間がかなりの長期に渡り、手続がスムーズに完了しないという批判がある。

本システムを利用し、衆議院議員丸山穂高を代表とする政党支部「NHKから国民を守る党近畿支部」の届出における本部規約の変更を行うため、届出事項等の異動届を令和二年十二月二十三日に申請したところ、実際に内容の審査が完了されたのは令和三年五月二十一日であった。

① 審査完了までに五箇月かかるというスピード感のない状況であるが、本システムにおける総務省の審査完了までの処理手続はどのようなものか。具体的手続を順番に全て回答されたい。

② その際、オンラインで申請した内容が実際に反映されるまでに要する時間について標準処理期間を設けているのか。審査完了までにかなりの時間を要することに対し不満の声も上がっているが、なんらかの改善予定はあるか。届出事項等の異動届以外のオンライン申請ができる各手続において処理時

間及び処理手続の相違はあるか。各件について明確に回答されたい。

三 国会議員関係政治団体の収支報告書についてはオンラインシステム利用による提出が努力義務となっている。特に、国務大臣等は率先してオンラインシステム利用により提出すべきものと考えているが令和三年五月三十一日時点の、菅義偉内閣における各国務大臣、各府省の副大臣及び大臣政務官並びに内閣総理大臣補佐官が届け出た国会議員関係政治団体の令和二年定期分の政治資金収支報告書（提出期限は令和三年五月末）について、オンラインシステム利用による提出をした者の人数及び氏名を伺いたい。同様に、令和三年五月三十一日時点の、衆参両院の現職国会議員が届け出た国会議員関係政治団体の令和二年定期分の政治資金収支報告書について、全体におけるオンラインでの提出割合を伺いたい。

四 行政手続のオンライン化を進めていくには、当然その利便性の向上も含め推進していかねば意味はない。しかしながら既にオンライン化されている行政手続の一部において、使用するに当たり対象のOSやブラウザが限定されているものがあり、その利用に不便が生じている。

1 総務省におけるマイナンバーカードを活用し、便利な暮らしと地域の活性化を図ることを目的としたマイキープラットフォーム事業において、IDの作成や登録については現在、OSはMicrosoft

t Windows (7、8・1、10)とし、ブラウザについてはInternet Explorer 11、Microsoft Edge (Ver・79以上)、Google Chrome (Ver・79以上)に限定されている。

同事業のシステムについては、平成三十一年二月十九日の衆議院総務委員会において、「ユーザー目線に立ったシステムの改修を行う必要があると考えますが、いかがでしょうか。」との質問に対して政府が「マックOSでもマイキーIDの設定を利用可能とするように対応したいと考えております。」と答弁している。加えて、令和二年六月二十二日の参議院決算委員会においても「ほかのOSやブラウザに拡張する予定はないのでしょうか。」との質問に対して政府は「現在その取組を進めているところでございます。可能な限り早期に対応できるように取り組んでまいります。」と答弁している。その後更に一年近く経過している中で、現在もマックOSは利用できないと承知しているが間違いないか。また、利用できない場合、現在、どのような取組を進めており、いつまでに利用可能となるのか。具体的に回答されたい。

2 総務省における政府調達手続に関する一連の業務・情報を提供する調達ポータルサイトの使用について

ては現在ソフトウェア環境として、OSはMicrosoft Windowsとし、電子証明書を利用する場合のブラウザについてはInternet Explorer11（32bit版）に限定されている。

本件については、平成三十一年三月十三日の衆議院厚生労働委員会の質疑において、政府は調達ポータル^①の導入検討段階において、利用することが多い企業側のブラウザの利用状況を見たところ、Internet Explorer11が最も多く、OSについてはInternet Explorer11を標準搭載しているMicrosoft Windowsを推奨環境としたと説明しつつ、「対象の拡大について私ども検討してまいりたいというふうに思っておるところでございます。」と答弁している。それから二年以上経過して、現在の利用状況はさらに変化しており、実際、StatCounterが発表した令和三年三月のデスクトップブラウザの国内シェアによると、Internet Explorerのシェアは六・九一%と低く、政府の対応と乖離が生じている。調達ポータルサイトにおけるブラウザ及びOSの推奨環境について、今後変更していくのか。変更を行わない場合、如何なる理由で変更しないのか。回答されたい。

五 各府省庁の行政手続のオンラインシステムにおいて、現在、前述した政治資金関係申請・届出オンラインシステムの運用、マイキープラットフォームの運用及び調達ポータルサイトの運用以外で、利用可能なOSをMicrosoft Windowsに限定しているもの、または、利用可能なブラウザをInternet ExplorerやMicrosoft Edgeに限定しているものは他にもあるか。ある場合、全て列挙されたい。また、OS及びブラウザが限定されている場合改善すべきと考えるが、政府の見解を問う。

六 Microsoft社は、令和三年五月十九日、WebブラウザInternet Explorerのサポートを米国時間令和四年六月十五日（日本時間六月十六日）に終了すると発表した。

1 これまで質問したように、国民が利用するオンラインシステムによる各種の行政手続きの中にはInternet Explorerブラウザを前提としたシステム運用になっているものが散見される。サポート終了への早急な対応が必要であり、喫緊の課題であると考えるが、今後、現在の使用ブラウザ状況をどのように変更する予定か。具体的な計画内容とスケジュールを示されたい。

2 政府内で使用されているPC等の端末においても、Internet Explorerブラウザに限

定した仕様となっているものが未だあるのか。ある場合、今後、使用ブラウザをどのように変更する予定か。具体的な計画内容とスケジュールを示されたい。

右質問する。